

令和 5 年度

立科町定期監査報告書

立科町監査委員

5立監第 2 号
令和6年3月25日

立科町長 両角 正芳 様

立科町代表監査委員 関 淳

立科町監査委員 森澤 文王

令和5年度立科町定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び立科町監査委員監査基準の規定による令和5年度立科町定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び立科町監査委員監査基準の規定により、その結果に関する報告書を提出する。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

令和5年度予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査した。

4 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、監査時点における財務及び事務の処理状況等を関係職員から説明を受け、質疑応答を交えながら監査を実施した。

5 監査実績

年月日	時間	課等名	場所
令和5年 10月26日(木)	9:00～11:30	総務課	立科町役場4階 第2委員会室
	13:30～16:15	企画課	
11月27日(月)	9:00～11:45	産業振興課	
	13:30～16:10	町民課	
12月25日(月)	9:00～11:50	建設環境課	
	13:50～15:50	教育委員会	
	13:30～13:50	保育園	
令和6年 1月25日(木)	14:00～14:25	議会事務局	
	14:25～14:45	会計室	

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等は、令和5年度「事業執行概要書」、「各会計歳出予算執行状況」及び「契約事業執行状況調書」等により、監査を行ったが、全般を通じ、その処理は適正と認められた。

新型コロナウイルス感染症は5月8日から5類感染症に移行となり、対面による事業が再開されたものもあるが、未だその影響は残っている。

公共施設の利用者もコロナ禍前に戻りつつあるが、完全ではない。

一方、エネルギー価格高騰の影響による物価高に対応する各種支援事業や、低所得世帯向けの支援金の給付事業などの関連予算が生まれ、その執行が行われていることを確認した。

なお、事業執行及び予算執行にあたり、一部に改善を要する事項が見受けられたが、軽易な事項であり口頭で改善を促したので省略する。

7 監査委員の意見等

(1) 事業執行について

令和5年度各課等の定期監査時点における「各会計事業執行概要」を監査した。事業執行に当たっては、更なる事業進捗管理に努められたい。

(2) 予算執行状況について

令和 5 年度各課等の定期監査時点における「各会計歳出予算執行状況」を監査した。一部事業に予算が未執行となっているものがあるが、引続き的確な予算執行に努められたい。

(3) 随意契約について

契約事務においては、各課等においておおむね規則に則って契約され、随意契約とした場合にはその根拠を明らかにしようとする努力は認められる。しかしながら、あくまで競争入札を原則とする契約方法の例外であることを再認識し、随意契約とするときは説明責任の観点から、常にその理由を明確にし、妥当性を充分検証した上で事業執行に努められたい。

(4) 組織・職員体制について

組織や職員体制については、職員数の不足や技術職員の不足が懸念される。本年度においては、財政面でも措置がされる地域林政アドバイザーが雇用されたことは評価したい。今後も人員不足による行政サービスの低下に繋がらないよう引き続き職員採用・育成に努められたい。

(5) 索道事業について

索道施設については、主要な設備についての整備は続けてきているものの、昨年はリフトの落下事故が発生するなど、老朽化への対応も迫られている。

監査時点においては調査中であったが、スキー場整備に係る調査業務が執行されていた。索道事業は、町にとって重要な事業であるが、再整備に当たっては、調査報告書を詳細に精査・検討し、更には住民の意見も聴取した上で進められたい。